

令和8年度

昭島市立福島中学校 部活動の在り方に関する方針

本校における部活動の方針

昭島市教育委員会の方針に則り、本校の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 部活動が知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校教育に位置付けられていることを踏まえ、運動部活動においては生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになる。文化部活動においては生涯にわたって学び、文化芸術等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになる。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 原則、教員顧問制を採用することで、部活動の指導・運営に係る体制を整備する。ただし適切な指導者を確保できるよう、部活動指導員や部活動指導補助員などをおき、指導の充実に努める。

適切な休養日等の設定方針

成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、活動時間に関する資料等に基づき以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。また、学校閉庁日には原則として部活動は実施しない。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度を原則とし、できるだけ合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、活動時間には、準備・片付け及び休憩時間は含めない。
- 2 大会、練習試合等の活動時間についても、原則として1に準じるが、大会等の規模や試合日程等に応じて活動時間を延長することがある。その際は、各顧問は生徒の健康管理や安全面の配慮を心がける。

生徒の健康に関する配慮

天候・気温、活動内容・場所等の状況により、無理に活動せず以下のことを励行する。

- 1 「熱中症予防運動指針」に基づき、生徒の安全を確保する。
- 2 天候等を考慮し、20分程度に一度の給水を行い、並行して休憩をとる。

該当する運動部活動名

本校に設置され、本方針を適用する部活動は以下のとおりである。

- サッカー部 ○テニス部 ○陸上部 ○バスケットボール部 ○卓球部 ○バドミントン部
- 美術部 ○合唱部